

トータルサービスプランナーズネット株式会社 行動計画

【次世代育成支援対策・女性活躍推進法 一般事業主行動計画】

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、また女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日までの5年間

2. 取組内容

取組1：計画期間内に育児・介護休業に関する制度の周知

育児・介護に伴う休業、看護休暇、時間外労働の制限および所定労働時間の短縮措置などの育児・介護休業法に基づく労働者の権利や給付の支給等関係法令にさだめられている諸制度について周知する。

- 令和8年6月～ 各支店長に取り組み内容の周知
- 令和8年7月～ 各会議において無給扱となっている休暇を有給で取得ができる制度にする検討
- 随時 取り組みについて各支店長が合意したら制度開始

取組2：労働者の職業生活と家庭生活との両立等の支援

- ①男性の子育て目的の休暇取得の促進
- ②小学校4学年以降の子どもや孫の子育てのための休暇制度の導入

- 令和8年7月～ 育児が必要な社員の現状把握
- 令和8年9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和8年10月～ 業務ニュースなどで制度を詳しく説明

取組3：各支店にて女性の営業職が男性の70%以上となるようにする

- ①営業職でも女性が活躍できる職場として求職者に向けた広報
- ②職場と家庭の両立ができるよう職場風土づくりに向けた意識啓発

- 令和8年7月～ 支店長へのアンケート調査による実態把握
- 令和8年9月～ 女性営業職を採用する上での課題について調査

女性の活躍の現状に関する情報公表

令和8年3月現在

- ①管理職に占める女性労働者の割合：4.2%
- ②採用した労働者に占める女性労働者の割合：50%
- ③男女の平均継続勤務年数の差異：70.2%
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間：9.6時間